

◎電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、情報提供手数料を徴収する相手方に団体署名検証者を加えることとした。（第 4 条関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用条項について所要の整備をすることとした。（別表第 2 関係）

◎社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付け等の対象となる社会福祉施設等の定義について、所要の整備をすることとした。（第 2 条関係）

◎リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

健康保険法及び老人保健法の規定により定められた診療報酬の算定方法が制定されたこと等に伴い、所要の整備をすることとした。（第 4 条関係）

◎都南の園使用料等条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、障害児指定施設支援に係る使用料の額について定めることとした。（第 1 条、第 2 条関係）
- 2 障害者自立支援法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第 1 条、第 2 条関係）
- 3 健康保険法及び老人保健法の規定により定められた診療報酬の算定方法が制定されたこと等に伴い、所要の整備をすることとした。（第 2 条関係）
- 4 福祉サービス等を利用した場合の使用料を減免の対象に加えることとした。（第 4 条関係）

◎岩手県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 組織について定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 臨時委員について定めることとした。（第 4 条関係）
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について所要の整備をすることとした。（第 1 条関係）

◎都南の園設置条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）

障害者自立支援法の施行に伴い、引用条項について所要の整備をすることとした。（第 1 条関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）

- 1 県営住宅に優先的に入居させることができる者に犯罪被害者等を加えることとした。（第 7 条関係）
- 2 障害者自立支援法の施行等に伴い、所要の整備をすることとした。（第 34 条関係）

◎職員の休職の事由に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 52 号）

会社法の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 職員の休職の事由に関する条例
- (2) 卸売市場条例
- (3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）

子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲を拡大することとした。（第 26 条の 7 関係）

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）

1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、次に掲げる移動を通勤の範囲に加えることとした。（第 2 条の 2 関係）

（1） 1 の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

（2） 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 その他所要の改正をすることとした。（第 9 条、第 12 条、附則第 2 条の 3、附則第 2 条の 4、別表第 2 関係）

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）

子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲を拡大することとした。（第 9 条の 2 関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）

1 介護保険法等の一部改正に伴い、介護支援専門員実務研修受講試験手数料を新たに定めるとともに、所要の整備をすることとした。（別表第 3 関係）

2 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の計画の変更の許可申請について手数料を徴収するとともに、所要の整備をすることとした。（別表第 6 関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）

1 県民税

（1） 配当控除において、配当所得の金額に乗ずる控除率を、平成 19 年度から改めることとした。（第 31 条の 2 関係）

（2） 平成 20 年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の 2 分の 1（2 万 5,000 円を限度とする。）を総所得金額等から控除する地震保険料控除を設けることとした。（第 29 条関係）

（3） 平成 19 年度以後の年度分の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割については平成 19 年 1 月 1 日以後の支払に係るもの）の税率を次のとおり改めることとした。（第 30 条関係）

改正前	改正後
700 万円以下の金額 2%	一律 4%
700 万円を超える金額 3%	

（4） 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、県民税の税率を 4.8 パーセント（改正前 3 パーセント）に改めることとした。（附則第 14 条関係）

（5） 長期譲渡所得の課税の特例について、平成 19 年度から、県民税の税率を 2 パーセント（改正前 1.6 パーセント）に改めることとした。（附則第 15 条関係）

（6） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、平成 19 年度から、税率を次のとおり改めることとした。（附則第 16 条関係）

	改正前	改正後
譲渡益 2 千万円以下の部分	1.3%	1.6%
譲渡益 2 千万円超の部分	1.6%	2%

（7） 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例について、平成 19 年度から、税率を次のとおり改めることとした。（附則第 17 条関係）

	改正前	改正後
譲渡益 6 千万円以下の部分	1.3%	1.6%
譲渡益 6 千万円超の部分	1.6%	2%

(8) 短期譲渡所得の課税の特例について、平成 19 年度から、税率を次のとおり改めることとした。(附則第 18 条関係)

	改正前	改正後
ア イ以外の譲渡	3%	3.6%
イ 国等に対する譲渡	1.6%	2%

(9) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成 19 年度から、県民税の税率を 2 パーセント（改正前 1.6 パーセント）に改めることとした。(附則第 18 条の 2 関係)

(10) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、平成 19 年度から、県民税の税率を 1.2 パーセント（改正前 1 パーセント）に改めることとした。(附則第 18 条の 2 の 3 関係)

(11) 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例について、平成 19 年度から、県民税の税率を 2 パーセント（改正前 1.6 パーセント）に改めることとした。(附則第 18 条の 4 関係)

(12) 平成 18 年度をもって、定率による税額控除を廃止することとした。(附則第 30 条関係)

(13) 平成 18 年をもって、退職所得に係る県民税の特別徴収税額表を廃止することとした。(改正前の別表第 1 関係)

(14) その他所要の整備をすることとした。

2 事業税

地方税法の一部改正に伴い、法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。(第 45 条及び附則第 30 条関係)

3 自動車税

自動車ワンストップサービスの開始に伴い、所要の改正をすることとした。(第 8 条、第 104 条の 4 及び第 123 条の 2 関係)

◎農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）

県税の課税免除の適用対象となる工業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を延長することとした。(第 2 条関係)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）

1 県税の不均一課税の適用対象となる商業基盤施設の設置に係る基本計画の公表の期限を延長することとした。(第 2 条関係)

2 県税の不均一課税の適用対象となる商業基盤施設の用に供する家屋の敷地である土地を取得した場合に課する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を延長することとした。(附則第 4 項関係)

◎岩手県立病院等利用料条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）

健康保険法及び老人保健法の規定により定められた診療報酬の算定方法が制定されたこと等に伴い、所要の整備をすることとした。(第 2 条関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）

岩手県立黒沢尻工業高等学校に専攻科を設置することとした。(第 1 条関係)